

## **[事案 29-170] 損害賠償請求**

・平成 30 年 2 月 16 日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約時の募集人による誤説明を理由に、支払った税額相当の損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

養老保険を満期まで置くと税金がかかるが、転換して 2 年ほど契約を続ければ税金は一切かからない等の説明を受けて、満期間近の養老保険を終身保険に転換した。

しかし、実際には解約時に課税されることがわかったので、税金相当額の損害賠償を求める。

### **<保険会社の主張>**

転換前契約を満期まで置いておくと税金がかかるという説明は虚偽ではない一方、転換して解約返戻金で受け取れば税金はかからないというのは極めて簡単に露見する虚偽説明であり、そのような説明を行うのは不自然である。

したがって、募集人は、誤った説明を行っていないので、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の募集人の説明内容等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の説明によって申立人に損害が生じたとは認められないが、募集人の事情聴取の結果、明らかな誤説明を含む適切とはいえない保険募集がされたものと認められたことから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。